

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

1 医療費通知に関する事項

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

氏 名

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険 や社会保険などで 補填される金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医療費の合計	A	(㉗+㉘) 円	B	(㉙+㉚) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	A		申告書「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑪医療費控除欄に転記します。
保険金などで補填される金額			B		
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)		C		
所得金額の合計額			D		申告書「2 所得金額」の⑨の金額を転記します。
□ × 0.05	(赤字のときは0円)		E		
□と10万円のいずれか少ない方の金額			F		
医療費控除額 (C - □)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G		申告書「4 所得から差し引かれる金額」の⑪は、記入を省略できます。

医療費控除を受けられる方へ

平成30年度分から ～ 医療費控除が変わります ～

税制改正に伴い、医療費控除の適用を受ける場合、領収書の代わりに明細書の添付が必要となりました。また、新たにセルフメディケーション(自主服薬)の推進のため、現行の医療費控除の特例として、一定の条件の下ドラッグストア等で購入した医薬品の購入金額について所得控除できる特例が創設されました。なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となりますのでご注意ください。詳しくは裏面をご覧ください。

領収書の提出が不要となります。

平成30年度分の市民税・県民税申告から、領収書の代わりに
医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※明細書は左側を切り離してご利用ください。また、不足する場合はコピーをしてご利用ください。なお、国税庁ホームページからダウンロードした明細書でもご利用いただけます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(市から提示を求める場合があります。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知(原本)を添付すると、明細の記入を一部省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成30年度分から平成32年度分までの申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

記入例

平成 29 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

1 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
113,524 円 [㊦]	92,220 円 [㊥]	15,000 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)のうち、平成29年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

・「1 医療費通知に関する事項」を記入した場合は、医療費通知(原本)を添付してください。

・通知が複数ある場合は全て合計し記入します。

・「被保険者等の支払った医療費の額(自己負担分)」の記載がなく、「保険診療総額(10割)」のみ記載されている場合は、明細の記入を省略することはできません。

例) 千葉市風太さんが△○病院に通院した場合

1月18日 診療:6,500円 通院費(モノレール、☆☆バス)往復780円

8月24日 診療:5,500円 通院費(モノレール、☆☆バス)往復780円

△○病院計:12,000円 通院費計:1,560円

※「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。なお、駐車場代は対象となりません。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
千葉市 風太	△○病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	12,000 円	円
〃	モノレール、☆☆バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560	